

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスは、企業価値の継続的向上を目的に、以下をもって基本方針といたします。

- (1)株主の皆様のご権利・利益を守り、平等性を保障するとともに、株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。
- (2)会社の財務状況、業績等を含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことによって、企業活動の透明性を確保する。
- (3)取締役会、監査役および監査役会による経営の監督・監視を充実させ、株主の皆様に対するアカウンタビリティを確保する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社がアセットオーナーとして企業年金の積立金の運用に関与することなく、加入者である従業員が自ら運営管理機関に指図する運用である確定拠出年金制度を導入しております。このため、従業員の適切な資産運用に資するよう、確定拠出年金の運営管理機関によるeラーニング教育等を全従業員に提供しております。

【原則4-11】 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

取締役会の適正規模、およびその役員構成として知識・経験・能力等のバランスを重視しております。また、ジェンダーや国際性の面を含む多様性等も考慮して候補者を選定することとしており、現在、女性の取締役は在任していませんが、国際面で高度な知見と経験を有する取締役にについては在任しております。

また、監査役には、適切な経験・能力に加えて、必要な財務・会計・法務等に関する十分な知見を有している者を1名以上選任することとしております。

なお、取締役会は、毎期の自己評価を通じて実効性の分析・評価を行い、機能向上を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

【原則1-4】 政策保有株式

当社の中長期的な企業価値向上に貢献する取引先等との間で、現在または将来にわたる安定的取引関係を維持・強化することを目的として、当該取引先等の株式を政策保有することがあります。

ただし、当該株式の取得価額・株式数は、当社の財務上の健全性と資本効率への影響が軽微となる水準にとどめるものとし、保有の意義が必ずしも十分ではないと判断した場合には、取締役会で審議の上で縮減を図ることとしております。

また、政策保有株式については、毎期、取締役会において、個別に、保有先企業との取引実績または今後の見通し、評価損益や受取配当金などのリターン、および保有先の業績などの諸要素を総合的に検証し、保有継続の可否を決定しております。また、この検証結果の概要については開示します。

政策保有株式の議決権については、保有先の健全な経営と中長期的な企業価値の向上に資するものとの考え方にに基づき、原則として行使します。ただし、保有先の会社提案に対し無条件の賛成行使は行いません。具体的には、

当社との取引関係に重大な支障を来す議案

社会的な不祥事等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項を有する議案

その他保有先の健全な経営と企業価値の向上に重大な悪影響を及ぼすと認められる議案

には、反対として議決権を行使することがあります。

【原則1-7】 関連当事者間の取引

関連当事者間の取引については、当社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会規程の定めに従い、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会の決議を要することとしており、また、事業年度末には、これに違反するような取引が行われていないことを、監査役会および会計監査人の監査、さらには法務部門による役員個々への本人確認も含めて十分なチェックも行っております。

【補充原則2-4】 中核人材の登用等における多様性の確保

当社経営上、意思決定のプロセスに、多様な管理職の意見を尊重・反映していくことは、新たな顧客価値の創造や多角的な視点に基づくリスクマネジメントによるサステナブルな経営の実現という観点から重視しております。

女性・中途採用者の管理職比率は目標値ならびに現在値を開示するとともに、目標実現に向けた人材育成方針や社内環境整備状況についても開示しております。

外国人については、当社の事業特性上、管理職比率の目標値は設定していませんが、国籍、性別、年齢、入社形態、障がいの有無など様々

な違いに関わらず管理職は登用しており、多様な人材が活躍できる文化の醸成や制度・インフラ面を含めた環境整備を推進しております。

【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社がアセットオーナーとして企業年金の積立金の運用に関与することなく、加入者である従業員が自ら運営管理機関に指図する運用である確定拠出年金制度を導入しております。このため、従業員の適切な資産運用に資するよう、確定拠出年金の運営管理機関によるeラーニング教育等を全従業員に提供しております。

【原則3-1】 情報開示の充実

(1) 経営理念等、経営戦略、経営計画

当社ホームページにおいて、社是、企業理念、経営ビジョンを掲示しております。また、策定した経営計画や事業戦略については、開示する方針としております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社ホームページおよびガバナンス報告書において、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を掲示しております。

(3) 取締役の報酬の決定方針と手続き

取締役の報酬額には、当該事業年度の会社の業績および取締役の業績貢献等を勘案して支給する賞と分を含んでおります。

社外取締役については、業務執行を行うものではないことを踏まえ、業績連動ではなく固定額の報酬としております。

各取締役の報酬については、指名報酬諮問委員会が取締役会の諮問を受け審議を行い、取締役会に答申しております。その答申を受け株主総会で株主から承認を得た報酬枠の範囲内で取締役会において決議しております。

(4) 取締役の選解任および監査役の選任の方針と手続き

取締役の指名・選任の方針としては、取締役会において多様な意見に基づく十分な審議と監督、また迅速かつ合理的な意思決定を行うことができること、業務執行を行う取締役は、豊富な業務上の専門知識と経験を有すること、社外取締役は、出身分野における豊富な知識と経験を有することとしております。

取締役候補者は、指名報酬諮問委員会が取締役会の諮問を受け審議を行い、取締役会に答申しております。その答申を受け取締役会において決議しております。

監査役の指名・選任の方針としては、監査を通じ会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内および社外の両方の視点で、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有することとしております。

監査役候補者は、指名報酬諮問委員会が監査役会の諮問を受け審議を行い、監査役会に答申しております。その答申を受け監査役会において同意を得て、取締役会において決議しております。

(5) 取締役および監査役の選任理由

取締役および監査役の選任時には、個別に選任理由および経歴等を株主総会招集通知に記載しております。

(6) 監査役を候補者としない場合および役員を解任する場合の方針と手続き

取締役会は、監査役（社外役員を含む）について、その任期満了時に引き続き役員候補者とし合理的な理由があると判断したときは、当該役員を候補者とする選任議案を、直近で開催を予定する株主総会に上程しません。また、役員を解任すべき合理的な理由があると判断したときは、直近で開催を予定する株主総会に解任議案を上程し、または、臨時株主総会の招集を決議のうえ解任議案を上程し、その決議をもって解任する方針としております。

【補充原則3-1】 サステナビリティについての取組み等

サステナビリティの取組に関する基本方針を取締役会で審議・制定するとともに、その取組内容や、人的資本、研究開発への投資について、DXビジネスを核とする経営戦略と経営課題に関連付けてわかり易く具体的に開示しております。

【補充原則4-1】 取締役会の決定事項と委任事項の明確化

経営の監督機能と業務執行機能とを分離するため、委任型の執行役員制度を採用しており、取締役会では、執行役員に対する業務委任範囲について明確に決定し、取締役執行役員に委任された職務についてはこれを開示しております。なお、執行役員に業務執行を委任した事項であっても、取締役会規程により、法定事項、これに準ずる事項、および経営上重要な業務に関する事項は、取締役会の専権事項と定めております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

独立性判断基準は東京証券取引所の独立性基準と同一であり、これをもとに、社外取締役の独立性を判断しております。

また、この独立性を前提条件とした上で、人格・見識に優れ、また出身分野における豊富な経験や実績があり、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定しております。

【補充原則4-10】 委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等

独立社外取締役および独立社外監査役を委員の過半数とし、独立社外取締役を委員長とした指名報酬諮問委員会が取締役会の諮問を受け、取締役候補者の指名、役員の報酬、育成計画などについて審議を行い、取締役会に答申しております。その答申を受け取締役会が決定することとしております。

【補充原則4-11】 取締役選任方針・手続き開示

取締役会を構成する取締役については、国際性・性別を問わず、社内外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性の有無等のバランスを考慮して選任する方針であり、法令に則る手続きにより取締役を選任しており、選任に関する方針を併せて各取締役のスキル・マトリックスを開示しております。

【補充原則4-11】 役員兼任状況の開示

取締役または監査役による他の企業・団体等の役員の兼任状況については、事業年度末に取締役会に報告され、そのうち重要なものについては事業報告において、会社役員に関する事項として毎期開示しております。

【補充原則4-11】 取締役会の実効性開示

年1回、アンケート調査により取締役会の実効性について分析・評価した結果の概要を、当社ホームページ等で開示しております。

【補充原則4-14】 役員のトレーニング方針開示

顧問弁護士その他外部の専門家を招聘し役員向け社内勉強会を随時に開催し、また、必要に応じ外部セミナーや説明会等への役員の参加を通じて、役員自らが業界動向や法律・経済の動向等について、必要な最新情報や知識の取得とその理解を深める方針としております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

株主から対話の要望があった場合は、あらかじめ定めた役員または役職者が合理的な範囲で前向きにこれに対応する方針としております。株主との建設的な対話促進のための方針は以下のとおりです。

- (1) 窓口担当部署を、役員が管轄するIR部門に設置する。
- (2) 株主との建設的な対話を補助するため、IR部門を中心とするディスクロージャコミティの構成メンバーを活用し有機的連携を行う。
- (3) 個別面談以外では、当社ホームページに専用アドレスを掲示しメールを受け付けるほか、経営トップによる決算の説明会の開催や必要に応じその他ミーティングなどを実施している。
- (4) 株主から意見や懸念が寄せられた場合、必要に応じ合理的な範囲で、経営陣幹部や取締役会に対するフィードバックを行うとともに、状況によりエスカレーションも行う。
- (5) 株主との対話に際しては、その担当者を限定し、インサイダー情報は株主に伝達しないよう努めるとともに、その対話内容の記録も行い管理する。また、建設的対話の必要から未開示の情報を伝達したときは速やかに当該情報を開示する。

2. 資本構成

| | |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|-----------|-------|
| 株式会社三菱総合研究所 | 4,052,000 | 17.02 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,539,400 | 10.67 |
| 株式会社日本カस्टディ銀行(信託口) | 1,286,600 | 5.40 |
| アイネスグループ社員持株会 | 1,180,409 | 4.96 |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / JANUS HENDERSON HORIZON FUND | 555,100 | 2.33 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 541,900 | 2.28 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 514,332 | 2.16 |
| 株式会社ヤクルト本社 | 321,100 | 1.35 |
| 株式会社日本カस्टディ銀行(信託口5) | 304,000 | 1.28 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781 | 266,097 | 1.12 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 20名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 6名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 大森 京太 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 福原 紀彦 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |
| 金 群 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|------|--------------|-------|
|----|------|--------------|-------|

| | | |
|-------|---|--|
| 大森 京太 | 大森氏が取締役として在任する株式会社三菱総合研究所は、当社の主要株主であり、同社と当社とは業務資本提携関係にあります。 同氏が取締役として在任する株式会社三菱総合研究所と当社との2020年度の取引規模は、売上高は当社連結売上高の0.5%未満、仕入高は当社連結売上原価の0.2%未満です。また、2018年12月まで取締役として在任していた三菱総研DCS株式会社と当社との2020年度の取引規模は、売上高は当社連結売上高の0.2%未満、仕入高は当社連結売上原価の0.3%未満であり、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。 | 大森氏は、金融業及びITサービス業において、長年にわたり企業経営に携わり、当社においては、2018年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社及び当社グループの経営の適切な監督を行っていただいております。今後も当社及び当社グループの適切な監督を行っていただけると判断し、取締役として選任しております。 |
| 福原 紀彦 | 当社は、福原氏が教授を務める中央大学に3百万円の寄付を行っていますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済困窮学生への支援のために行ったものであり、この他にを行った寄付はありません。また、同氏のその他各兼職先と当社との間には、取引及び寄付の関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。 | 福原氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、法科大学院教授として法令全般に精通しているとともに、大学学長等として、大学等の経営に携わった豊富な経験を有しております。当社においては、2018年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培われた専門的知見及び高い見識に基づき、当社及び当社グループの経営の適切な監督を行っていただいております。今後も当社及び当社グループの適切な監督を行っていただけると判断し、取締役として選任しております。 |
| 金 群 | 当社は、金氏が教授を務める早稲田大学に3百万円の寄付を行っていますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済困窮学生への支援のために行ったものであり、この他にを行った寄付はありません。したがって、独立性は十分に確保されるものと判断しております。 | 金氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたり大学においてコンピュータサイエンスの動向・適用分野についての研究に携わり、その技術・事業に関する専門的な知識・経験を有しております。当社においては、2020年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培われた専門的知識及び経験に基づき、当社及び当社グループの適切な監督を行っていただいております。今後も当社及び当社グループの適切な監督を行っていただけると判断し、取締役として選任しております。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|-----------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬諮問委員会 | 5 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 社外取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬諮問委員会 | 5 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 社外取締役 |

補足説明

- ・指名報酬諮問委員会では、取締役および執行役員の選解任、代表取締役の選定、解職、後継者の育成計画、取締役および執行役員の報酬等について、取締役会の諮問に対し、答申しております。
- ・委員会構成における「その他」は社外監査役です。
- ・指名報酬諮問委員会では、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 5名 |
| 監査役の数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人または監査室と、必要に応じて随時打ち合わせの機会を持つなど情報交換を適宜行い、相互の連携を高めています。なお、監査役は監査役職務を遂行するため監査役会事務局に対して補助を要請することができます。

監査役は、会計監査人との連携では、年間監査計画、四半期決算レビュー報告、期末監査結果報告、内部統制監査状況等の聴取により、監査の実効性を高めています。また、会計監査人による会計上の主要な検討事項(KAM)の記載に向け、会計監査人からKAMの項目・内容について報告を受け、協議検討いたしました。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 大利 一雅 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 友田 和彦 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 芳賀 良 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|---|--|
| 大利 一雅 | | 大利氏が2020年6月まで顧問として在籍していた三菱総研DCS株式会社と当社との2020年度の取引規模は、売上高は当社連結売上高の0.2%未満、仕入高は当社連結売上原価の0.3%未満であり、独立性は十分に確保されるものと判断しております。 | 大利氏は、長年に亘り銀行・証券会社における業務執行と企業経営に携わり、その経歴を通じて培ったITの専門家としての豊富な経験と高い見識をもって当社経営の監督を行っていただけるものと判断し、監査役として選任しております。 |
| 友田 和彦 | | 友田氏の兼職先と当社との間には、取引及び寄付の関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。 | 友田氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、公認会計士として財務会計に精通しており、長年に亘り監査法人において多数の上場企業の監査に関与され、その経歴を通じて培った専門的見識をもって当社経営の監督を行っていただけるものと判断し、監査役として選任しております。 |
| 芳賀 良 | | 芳賀氏の兼職先と当社との間には、取引及び寄付の関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。 | 芳賀氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士資格を有する大学教授として金融商品取引法及び会社法に精通しており、その経歴を通じて培った専門的見識をもって当社経営の監督を行っていただけるものと判断し、監査役として選任しております。 |

【独立役員関係】

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

- ・2019年6月25日開催の第57回定時株主総会において、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。
- ・当該制度により、取締役の報酬の一部を株式とし、取締役が付与される株式は、一定期間、取締役であることを譲渡制限の解除条件とした勤務条件付と、予め設定された業績目標を達成することを譲渡制限の解除条件とした業績条件付の二種類としております。
- ・業務執行取締役の金銭報酬のうち賞与につきましては、業績と連動しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年度の取締役7名に対する報酬等の額は149,476千円(うち社外取締役3名 18,516千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(取締役の報酬方針)

- ・取締役個々の職責に応じた適正かつ適切な対価とし、また、当社グループの短期及び中長期の業績向上と持続的な企業価値向上に向け動機づけとなる報酬体系及び報酬水準とする。
- ・株主との利害共有を図り、説明責任が果たせる透明性・公正性・合理性が確保された報酬体系及び報酬決定手続きとする。
- ・報酬体系及び報酬水準については、経営者として、当社グループの持続的な企業価値向上に貢献し、また、当社コーポレート・ガバナンスに資する優秀な人材を登用できることを勘案する。
- ・社外取締役を主体に構成する任意の諮問委員会に、報酬の妥当性等の検証を諮問することにより客観性・合理性を確保するとともに、経済情勢、当社業績または他社報酬水準等の動向を踏まえて随時見直すものとする。

(取締役の報酬体系)

- 代表取締役及び業務執行取締役の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬である株式報酬により構成されております。
- ・金銭報酬は、その職責に応じた職務執行の対価としての固定額を毎月支給する「基本報酬」と、単年度の業績指標として各事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益等の業績及び各種経営指標の実績に連動して支給する「業績連動報酬(賞与)」で構成されております。
- ・非金銭報酬である株式報酬は株主の視点に立ち、持続的な企業価値向上に向けたインセンティブとして固定した株数を毎月支給する「勤務条件付株式報酬」と、中期経営計画等で定める中長期的な業績(各種経営指標を含む)計画から設定する目標値の達成を条件として、計画最終年度終了時に支給する「業績条件付株式報酬」によって構成されております。
- ・社外取締役の報酬は金銭報酬とし、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定額を毎月支給する「基本報酬」のみとしております。

(役員報酬の決定プロセスに係る事項)

取締役の個別の「基本報酬」、「業績連動報酬(賞与)」及び「株式報酬」の額は、あらかじめ客観性及び透明性を確保された諮問委員会にて役員区分毎に策定された算定基準に基づき算定され、同委員会にて審議の上、その結果は取締役会に答申されます。取締役会は、その答申内容に基づき、取締役の個別の報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役を補佐する部署については、総務部および監査室が行っております。当該役員の情報収集や各部門からの当該役員への情報伝達に対してサポート体制をとるものとしております。また取締役会の開催に際しては、事前に議題に関する資料を配付し、適宜事前説明等を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行体制について

業務執行につきましては、適正な権限配分と取締役会・監査役の監視・監督の下で、スピーディかつ確かな業務執行を可能とすべく執行役員制度を設けております。

2. 取締役会について

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む6名で構成され、毎月1回定例開催しております。取締役会には、監査役3名全員が出席し、積極的かつ活発な意見陳述を行っており、監査役の業務監査権限が適正に機能する運営体制となっております。

3. 経営会議について

当社は、会社の業務執行に関する重要事項については、個別経営課題の審議の場として、社長を議長として、執行役員により構成される経営会議を毎月1回以上定例開催しております。ここでは、経営計画、組織体制、財務状況、営業状況等の実務的な検討が行われ、迅速な経営の遂行に寄与しております。

4. 内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部監査部門として監査室を設置しております。監査室の人員数は8名であり、社長の直接の指示に従い内部監査業務を遂行しております。

当社の監査役は、社外監査役3名(うち1名が常勤監査役)で、取締役会、経営会議、その他重要な社内会議に出席し、さらに月1回開催される監査役会においては、各部門長から業務を聴取するなど、業務執行を十分に監視できる体制をとっております。財務会計分野の専門家を選任し、監査の実効性と専門性を確保しております。

5. 会計監査の状況

会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類・データ等を可能な範囲ですべて提供するとともに適正な監査ができる環境を整備しております。また、同監査法人は、監査業務が期末等に偏ることがないように期中に満遍ない監査を実施しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 志村 さやか

指定有限責任社員 業務執行社員 飯田 昌泰

(注)1. 継続監査年数については、7年(筆頭業務執行社員は5年)以内であるため、記載を省略しております。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を定款に設けており、当該規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)3名および監査役3名との間で当該契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社を採用しております。当社が事業展開している企業、自治体向けシステム構築や情報処理サービス業界は、技術や市場変化の激しい業界であります。このような環境では、業界や市場、技術などに関する確かな判断のできる経営陣による意思決定が不可欠であります。また、当社の場合は事業領域という面で比較的限定されており、組織構造も複雑化していないため、業界や市場、技術動向等に精通した取締役が、いわば合議制によって経営上の重要な意思決定を行うとともに独立社外取締役が業務執行の監督を行い、これを独立社外監査役が独立の立場から客観的に監視する監査役会設置会社の方が組織形態として妥当と判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 2021年6月25日開催の当社第59回定時株主総会の招集通知は、2021年6月3日に発送いたしました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 当社は、議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)から電磁的方法により議決権行使することが可能となっております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社東京証券取引所による議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 英語版の招集通知(要約)を作成し、当社ホームページに掲載しております。 |
| その他 | 株主総会においては、事業報告をスライドとナレーションを用いて分かりやすく説明することにより、事業内容の理解促進に努めております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。 | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 期末と第2四半期の2回開催しております。また、説明に使用した資料や配付資料を公開しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算説明会資料、有価証券報告書、株主通信、決算短信、ファクトブック等の資料がダウンロード可能です。また、海外向けには英語版の資料等の情報提供も行っております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | コーポレートスタッフ本部企画部に担当者を配置しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 行動規範に各ステークホルダーとの関係を明示することでその立場を尊重しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 総務部を主管部署として全社において「もったいない5R活動」を展開するとともに、主要事業所においては環境マネジメントシステム(ISO14001)の認定を取得し、環境保全活動に取り組んでおります。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | ディスクロージャー・ポリシーを定め情報開示方針を明らかにしております。当社グループの重要情報を一元的に収集・集約し、その開示の要否を審議する「ディスクロージャー・コミティ」を設置しております。重要情報は当社各部門およびグループ会社各社に内部情報管理責任者を置くことで、その管理・収集を図っております。 |

その他

1. 女性の活躍の推進に向けた取組みの状況

(1) 役員への女性の登用に関する現状

当社に女性執行役員1名を選任しております。

また、グループ会社(100%の連結子会社)において女性取締役を選任しています。

(2) 女性管理職の比率

10.5%(2020年度)

(3) 新卒採用における女性の積極採用

従業員の男女比率適正化の観点から、女性を積極的に採用しています。

(4) 女性従業員フォローの取組み

短時間勤務制度の対象の拡大(小学校3年までの子(法定は3歳までの子)を養育する社員が対象)や、フレックスタイム制度の導入、病児保育利用時の補助金等、育児支援策の拡充には積極的に取り組んでいます。

2. 働き方改革への取組み

(1) テレワーク制度の導入

(2) 社内外へのサテライトオフィスの導入

(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし(三つ星)」を取得済み

(4) 「パパ育休」取得の推進

(5) その他社員のやる気、キャリア形成、生産性向上のための各種取組み

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2006年5月25日開催の取締役会決議により定めた「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」（以下、「基本方針」）に基づき、当社の内部統制システム体制等について継続的に整備するとともに毎期実施状況を確認し、必要に応じて基本方針を改定しております。現在の基本方針は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役、執行役員および使用人がアイネス行動規範を基本とする各社の行動規範を遵守すること、その職務執行が法令および定款に適合すること、かつ社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
 - (2) 当社の内部監査部門による当社グループ全体の内部監査を継続的に実施し、当社グループの取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
 - (3) 当社グループ各社が法令および定款に適合した社内ルールを構築し、コンプライアンスに関わる教育指導を徹底することにより、当社グループの取締役、執行役員および使用人の遵法精神の向上を図る。
 - (4) 当社グループ全体を対象とする内部通報制度を整備し、法令および定款に反する行為を発見した者が内部通報を容易に行える環境の整備改善を図る。
 - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する体制を整備し、不当な要求があった場合でも毅然としてこれを拒絶する。
2. 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役および執行役員は、職務執行上の意思決定に関わる記録および判決文書を、文書管理規程およびその他社内規程・基準等に従い、適切に保存管理する。
 - (2) 上記の記録および文書について、取締役、執行役員または監査役から要求があった場合は、迅速に閲覧に供するものとする。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社の取締役会および経営会議等の会議体において、取締役、執行役員および使用人から定期的または随時に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループの損失発生危険を察知したときは、その責任者となる取締役または執行役員を定め、速やかに回避措置または対策を図る。
 - (2) リスク統括部門を設置し、当社グループの危機管理全般を統括するとともに、規程・マニュアル等の整備、教育の実施を指導する。
 - (3) 危機管理上の有事発生の際には、危機対策本部を設置し危機対策本部の指揮命令のもと、有事対応にあたる。
4. 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保する内部統制システムの適正かつ適切な運営を図るため、財務報告に係るプロセスを所管するプロセスオーナーが主体となり、その維持・改善の継続を推進する。
 - (2) 財務報告の信頼性を確保するため、社内のモニタリングを実施するとともに、その有効性を定期的に評価する。改善が必要な事項が発見された場合、すみやかにこれの改善を図る。
5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社グループ全体の中期経営計画を定め、中期的経営目標を明らかにし、年度予算の策定により、当社の執行役員およびグループ会社の取締役の業績目標と評価基準を明確にするとともに、これに基づき業績管理を適切に行うことで、当社グループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保する。
 - (2) 経営に影響を及ぼす重要事項については、適正な意思決定を行うため、経営会議等の会議体における協議を実施する。
6. グループ会社の取締役等の職務執行に関する事項の報告の体制
 - (1) 当社において年4回以上開催するグループ会社からの報告会およびその他グループ会社からの適宜の報告を通じて各グループ会社の経営状況を把握するとともに、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に対し必要な管理を行う。
 - (2) 主要なグループ会社には、当社の取締役、執行役員または使用人を、グループ会社の取締役または監査役として派遣し、その報告を通じてグループ会社における業務の適正を確保する。
7. 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (1) 監査役求めに応じ、監査役職務を補助すべき使用人を配置する。
 - (2) 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
 - (3) 監査役職務を補助すべき使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得て実施する。
8. 当社グループの取締役等および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役、執行役員および使用人は、監査役または監査役会に対し、以下の事項について報告する。
 - a. 経営状況に関わる重要な事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - d. コンプライアンス上重要な事項
 - e. 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
 - f. その他、監査役会で定める事項
 - (2) グループ会社における前号の事項について、グループ会社の取締役、監査役または使用人から当社グループの内部通報制度その他の報告等により報告を受けた当社の取締役、執行役員または使用人は、監査役または監査役会にこれを報告する。
 - (3) 当社の監査役は、その判断に基づき、当社グループの取締役、執行役員および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
 - (4) 前各号の報告を行った者は、当該報告したことを理由に、当社またはグループ会社から不利な取扱いを受けない。
9. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役と会計監査人は、定期的に意見交換の場を設ける。
 - (2) 監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。
 - (3) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、経理規程に基づく社内手続により適正に実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

アイネス行動規範の中で次の通りに定めております。

(1)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断します。

(2)これらの勢力・団体の活動を助長するような、利益供与や献金行為等を行いません。

行動規範は社内イントラに掲載して周知しており、社員は、この基本原則を理解しております。

「内部通報110番」を設置し、社内での不正行為(総会屋、暴力団との癒着、利益供与)を察知した社員が内部的に通報することにより、早期に解決する制度を設けております。

その他

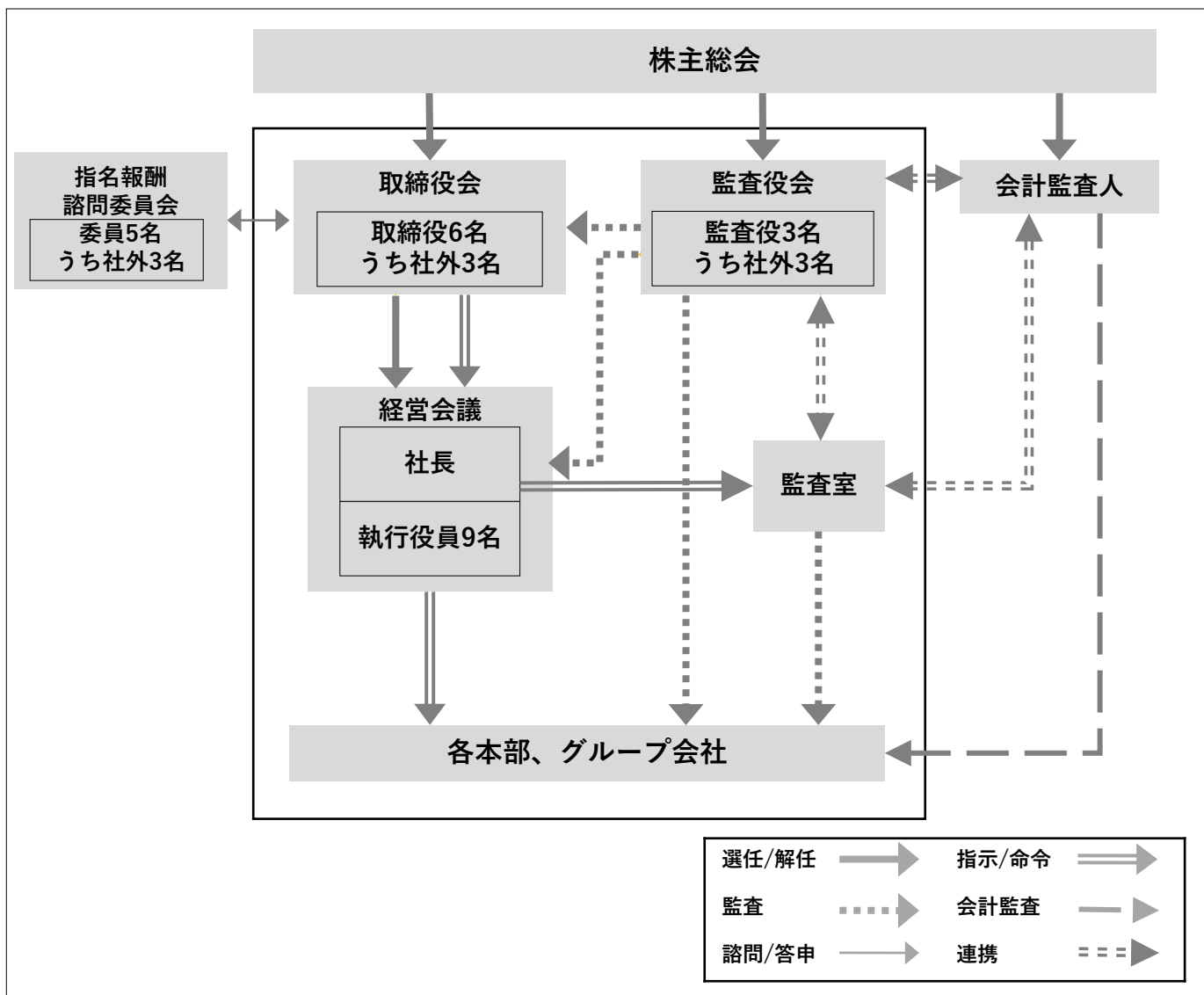
1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後も、社会情勢や当社を取り巻く状況の変化、また、法律の改正状況等を捉え、PDCAサイクルを回し、よりよいコーポレート・ガバナンス体制に向けてスパイラルアップを図ってまいります。



【適時開示体制の概要（模式図）】

